

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年11月19日（平成27年（行情）諮問第676号）

答申日：平成29年3月22日（平成28年度（行情）答申第805号）

事件名：「bilateral plans」に関する決裁関連文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『bilateral plans』（The Guidelines for Japan-U.S Defense Cooperation (April 27, 2015)）に関する決裁関連文書の全て\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」に該当するとして特定した文書（以下「本件対象文書」という。）の全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月4日付け防官文第13655号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「『bilateral plans』（The Guidelines for Japan-U.S Defense Cooperation (April 27, 2015)）に関する決裁関連文書の全て\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、まず、法11条を適用して平成27年9月17日まで開示決定等の期限を延長したが、本件開示請求に該当する文書の内容について検討した結果、その全てが法5条3号に該当することから、同月4日付け防官文第13655号により原処分を行った。

#### 2 法5条該当性について

本件開示請求に該当する行政文書中、件名、通数及び内容の全てについては、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が明らかになるばかりでなく、我が国と米国との安全保障上の信頼関係を損なうこととなり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさ

せ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分を取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その全てが上記2のとおり同条3号に該当することから不開示としたものであることから、異議申立人の主張は理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月3日 審議
- ④ 平成29年2月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月17日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

「日米防衛協力のための指針」においては、日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、共同計画を策定し及び更新することとされており、本件開示請求はこの共同計画に関する決裁関連文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を行ったのに対し、異議申立人は本件対象文書について、支障が生じない部分については開示すべきである旨主張するが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、日本の平和及び安全に関連する緊急事態等における自衛隊及び米軍の具体的な運用等に関する情報が記載されている。

本件対象文書は、その件名及び件数を含め、これを公にすることにより、我が国及び米国の防衛体制及び日米間で検討した相互協力の内容が明らかとなり、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久